

力をひとつに

今冬を乗り切ろう！



人口減少、少子高齢化が進み、財政規模が縮小する中で、行政サービスである除排雪を持続可能にするため、市では昨冬から新しい除排雪対策に取り組んでいます。

この取り組みを3年程度試験的に実施し、その成果や課題などを検証していくことにしています。今冬も、除排雪を確実に実施するため、みなさん一人一人のご理解とご協力をお願いします。



今冬の除排雪の方法

【除雪】 ■ 10 cm 以上の積雪があった場合は、

すべての除雪対象路線を除雪します

(10 cm 未満の場合でも、吹きだまりなど車の通行が困難なときは臨機応変に除雪します)

【排雪】 ■ 一部の狭い道路などを除き、除雪

と排雪は同時に行わず、除雪作業終了後に基準に従って行います

除排雪作業に、ご理解とご協力をお願いします

◆ 除雪後に残った雪の撤去

除雪後に道路の角などに残った雪山のうち、交通安全上支障となるような雪山は後日撤去します。それまでは、車の通行に多少の不便を感じる場合があります。ご理解ください。

◆ 玄関・車庫前の雪寄せは各家庭で

除雪車通過後に道路に面した家の間口に残った雪は、各家庭で寄せてくださるようお願いいたします。自力で除雪できないかたには、近所のかたがたによる積極的な手助けをお願いしますが、一定の条件を満たせば間口に残った雪の塊を市が寄せます。↓5ページの⑤

◆ 雪で困っているかたがいたら、みんなで助け合しましょう

高齢者などの世帯など、雪寄せが困難な世帯は、共助の精神で助け合ひましょう。

◆ 道路への雪出しはやめましょう

除雪中に自宅敷地の雪を道路に出すことは法律違反です。除雪作業が大幅に遅れるので絶対にやめましょう。

◆ 路上駐車はやめましょう

路上放置車1台で、作業が中止になるなど地域全体が迷惑することがありますので絶対にやめましょう。



「市民協働による除雪」に取り組み団体などの活動を支援します！

町内会などの地域団体や市民一人一人が、地域社会とともに支えている一員であるという意識を持って、市民協働による除雪に取り組むことは、将来の秋田市にとって大切な意味を持ちます。

そんなみなさんの活動が円滑に行えるよう、市では5ページに記載したような各種支援事業を実施していますので、ぜひ一読ください。

みんなで

助け合おう！



雪への備え お忘れなく



市では、今年も雪に関するさまざまな支援策を実施します。本格的な降雪シーズンの前に、準備を万全にして今冬を迎えましょう。

①②⑥の申込書は、市ホームページからダウンロードできます。市ホームページの検索画面で、広報ID番号を入力してください

道路維持課(11月中旬から道路除排雪対策本部)は市役所3階です

申し込み・問い合わせは、平日午前8時30分〜午後5時15分

①個人所有の小型除雪機へ 燃料を支給します

対象▼町内会やボランティア団体などが、地域の生活道路、高齢者宅の間口やごみ集積所などを除排雪する場合
支給量上限▼1団体あたり年度内400リットルまで

支給時期▼作業実施時に随時

(3月末まで)

申し込み▼12月2日(月)から道路維持課または各市民サービスセンターへ

●問い合わせ

道路維持課 ☎(0888)5751

広報ID番号 10336802

②小型除雪機などを無料で 貸し出します (12月から3月まで通して)

貸出機器▼小型除雪機(ハンドガイド式除雪機、歩行型ローダ)

対象▼12月から3月までに、町内会やボランティア団体などが、市の除雪対象路線のうち、地域の生活道路や歩道などを20リットル以上除雪する場合

申し込み▼10月24日(木)から11月8日(金)までに道路維持課へ

●問い合わせ

道路維持課 ☎(0888)5751

広報ID番号 10336811

③小型除雪機を無料で 貸し出します(最長1日)

貸出機器▼小型除雪機(ハンドガイド式除雪機)



対象▼地域の市道や私道を除雪する町内会など

申し込み▼12月1日(日)から各コミュニティセンターへ

●燃料費は市が負担します

■条件付きで指定時間に指定場所へ配達し、回収も行います。詳しくはお問い合わせください

●問い合わせ

生活総務課 ☎(0888)5625

④有償ボランティアによる 除雪を行う団体を募集

対象▼冬期間を通して市の除雪対象路線のうち私道を除雪機で50リットル(人力の場合)は20リットル以上除雪する町内会など



報償金の額▼除雪回数にかかわらず、1日当たり400円(上限10万円)

申し込み▼11月26日(火)までに生活総務課へ。申請書類など、詳しくはお問い合わせください

●問い合わせ

生活総務課 ☎(0888)5625

⑤道路除雪後の間口に 残った雪の塊を寄せます

毎年事前登録が必要です

対象▼市が除排雪作業を行う道路に面した戸建住宅にお住まいで、おおむね65歳以上の高齢者のみ、または身体の不自由な方のみで、自力で雪寄せができない世帯

*自力で雪寄せができるかたが同居している場合は対象外です。

事前登録▼10月30日(水)から11月15日(金)までに道路維持課へ

●問い合わせ

道路維持課 ☎(0888)5751

⑥小規模堆雪場に 空き地をご提供ください

おおむね150平方メートル以上の住宅地内の空き地を12月から3月までの間、地域の堆雪場として町内会などに無償で貸していただいた場合、その土地の翌年度の固定資産税の一部を免除します。

申し込み▼10月24日(木)から11月20日(水)までに道路維持課または各市民サービスセンターへ

●問い合わせ

道路維持課 ☎(0888)5751

広報ID番号 1033668

⑦高齢者宅へ自宅敷地内の 雪寄せ援助員を派遣します

降雪期になると申請の手続きが混み合います。申し込みはお早めに。

対象▼日常生活上の援助を要するおおむね65歳以上のひとり暮らしなどで、雪寄せ援助が必要な方

支援内容▼玄関から道路までの通路の雪寄せ。1週間に2回まで。利用料は1回1時間以内で430円

事前登録▼お住まいの地区の地域包括支援センターへ。「高齢者雪寄せ支援事業」の申請が済んでいるかたは、秋田市シルバー人材センターへ。

●問い合わせ

長寿福祉課 ☎(0888)5608